

『経済財政運営と改革の基本方針2018』、
『未来投資戦略2018』及び『規制改革実施計画』について

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 2. 生産性革命の実現と拡大

(3) 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

- ・ 個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の中で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、2020年度からの本格稼働を目指す。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 3. 働き方改革の推進 (1) 長時間労働の是正

- ・ 加えて、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を進める。この際、
③ 医師については、医療機関に対する勤務環境改善支援策の充実などの総合的な対策について検討を進め、順次実施する。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (4) 分野別の対応

② 観光立国の実現

- ・ 外国人旅行者への対応を向上させるため、医療通訳の評価体制の構築や医療コーディネーターの養成など地域医療機関における外国人患者受入れ体制の構築、キャッシュレス環境の整備、多言語対応やトイレの洋式化、相談窓口の整備などに取り組む。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

7. 安全で安心な暮らしの実現 (3) 防災・減災と国土強靱化の推進

- ・ また、災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進めるとともに、医療活動訓練等において被災地域で必要とされる医療モジュールについて実証を推進する。

第3章「経済・財政一体改革」の推進 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題 (1) 社会保障

(予防・健康づくりの推進)

- ・ 口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。

(生涯現役、在宅での看取り等)

- ・ 人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセスを全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知を行うとともに、本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築を推進する。また、住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、その横展開を図る。

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

- ・ 地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼働率の向上を促進する方策を検討する。
- ・ 2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。

(医療・介護サービスの生産性向上)

- ・ テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。
- ・ クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース(MID-NET)を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。
- ・ 人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。

(医薬品等に係る改革等)

- ・ 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組むとともに、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する。バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進するなど医薬品産業の国際競争力強化に向けた取組を着実に推進する。費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る。毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度、2020年度においては、全品目の薬価改定を行うとともに、2021年度における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。また、2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する。患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。また、高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の方針については引き続き検討を進める。後発医薬品の使用促進についても引き続き取り組む。

第2 具体的施策 2. 次世代ヘルスケアシステムの構築 （3）新たに講ずるべき具体的施策

i) 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

② 医療機関等における健康・医療情報の連携・活用

- ・ 全国的に共有すべきデータとして、レセプト情報やサマリ情報などのミニマムデータセットを定めるとともに、データ共有を行うための標準規格等を策定する。あわせて、レセプト情報の診療等への有効な活用方策を検証する。
- ・ 新規のネットワーク構築及び既存のネットワーク更改に当たっては、上記の標準規格等に合致するものを支援するなど、適正規模の持続的な地域医療情報連携ネットワークの構築を促す。
- ・ 上記を含め、費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の中で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、本年夏を目途に具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、平成32年度からの本格稼働を目指す。あわせて、当該工程表に、保健医療情報ネットワークにおける介護情報の提供について盛り込む。

⑤ ビッグデータとしての健康・医療・介護情報解析基盤の整備

- ・ 次世代医療基盤法に基づき、国民の理解の増進をはじめ、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進する措置を着実に実施する。その際、データ活用基盤を構築・運営する人材や、医療情報を利活用できる人材の育成を充実させ、我が国のデータ利活用基盤の構築・運営手法等の新興国・途上国等への展開を図る。

iii) 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関わる多職種連携の推進

③ 書類削減、業務効率化、生産性向上

- ・ 医療分野や障害福祉分野についても、介護分野と同様に、各分野の特性に応じて、作成文書の見直しやAI・ロボット技術の活用、多職種連携等の取組を促進する。

④ オンラインでの医療・多職種連携等の推進

- ・ 患者の利便性の向上、医療職の働き方改革につながり、効率的・効果的な医療の提供に資するよう、服薬指導、モニタリング等を含めたオンラインでの医療全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定、所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。
- ・ オンライン診療は、本年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。
- ・ 在宅医療を含めた医療現場における多職種連携の推進に向け、現在医師が行っている業務において看護師やリハビリ専門職、薬剤師等をより積極的に活用する等の検討を進める。

iv) 先進的医薬品・医療機器等の創出、ヘルスケア産業の構造転換

① 先進的医薬品・医療機器等の創出のための基盤整備

- ・ 疾患登録システム等のネットワーク化による効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」と医薬品等の評価と安全対策を高度化するための医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、開発から安全対策までの一連の過程で、より大規模なリアルワールドデータの活用を推進する。
- ・ 医療系ベンチャーと大手製薬企業等とのマッチングや、知的財産等の専門人材の確保などの総合的な支援の拡充を行うとともに、国内外からベンチャー企業や大手民間企業、投資家、有識者等を集めた国際的なビジネスマッチングイベントを開催する。また、官民ファンドと関係省庁の連携など、健康・医療分野のベンチャー支援体制の強化を図る。

② AI等の技術活用

- ・ 重点6分野を中心として、保健医療分野のAI開発を加速する。診断・治療支援を行うAIの医師法上の取扱いについて、本年度中に明確化する。また、AI技術を用いた医療機器のルール整備について、承認審査の評価指標、医療機器開発ガイドラインの策定を進める。また、AI開発に向け必要な良質のデータ収集等を推進する。

v) 国際展開等

- ・ 特に外国人観光客については、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループの議論を踏まえ、観光客自身の適切な費用負担を前提に、旅行中に病気やけがをした場合でも、不安を感じることなく適切な医療を受けられる環境整備を行う。また、在留外国人にも共通する点は同様の取組を行う。

第2 具体的施策 4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずるべき具体的施策

i) 観光

③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

ク) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

- ・ 滞在中に医療機関を受診する訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、多言語対応等の充実や訪日外国人の保険加入の促進等に取り組む。

規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定）（医療関係抜粋）①

II 分野別実施事項 4. 医療・介護分野 （2）オンライン医療の普及促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
1	オンライン診療の取扱いの明確化	オンライン診療の取扱いについて、これに関連する既存の通知や事務連絡を含めて見直し、医療関係者にとって分かりやすいオンライン診療の適切な実施に関する指針（以下「ガイドライン」という。）を作成するとともに、関係者に広く周知する。	措置済み
2	オンライン診療を適用できる地理的条件の見直し	オンライン診療は「離島、へき地」に限らず、患者の状況に応じて医師の判断により適用できることをガイドラインにおいて示す。	措置済み
3	オンライン診療を行う医師の所在の解釈の明確化	医師がオンライン診療を行う際の提供場所について、必ずしも医療機関内で提供する必要がないことをガイドラインに明記する。	措置済み
4	オンライン診療を受診する患者の受診場所の見直し	医療法（昭和23年法律第105号）に定める「居宅等」の範囲の解釈を見直し、患者のプライバシーが維持できる環境等の条件が整う場所ならばオンライン診療の受診を可能とすることをガイドラインに明記する。	措置済み
5	オンライン診療による初診の取扱いの明確化	初診は対面診療が原則であることを示しつつ、オンライン診療による初診が適法となるケースの例をガイドラインに明記する。	措置済み
6	オンライン診療のルールの適宜更新	以下について検討し、措置する。 ・技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新する。 ・医療関係者がより利用しやすくなるように実務上の細かな疑問に対応できるQ&A等を作成する。	平成30年度検討・結論・措置
7	オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方の明確化	オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方をガイドラインに明記する	措置済み
8	患者が服薬指導を受ける場所の見直し	患者がオンライン診療を受診した場所（職場等）で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号）の見直しを検討し、措置をする。	平成30年度検討・結論、平成31年度上期措置
9	オンライン診療に係るデータ収集の推進	オンライン診療の一層の充実を図るために、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進める。	平成30年度検討・結論

規制改革実施計画（平成30年6月15日 閣議決定）（医療関係抜粋）②

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
10	次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討	ガイドラインの内容を踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。	平成31年度検討・結論
11	オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現	オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中できかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせるについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論 平成31年度上期措置
12	電子処方箋実務の完全電子化	オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せんの運用ガイドライン」を改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。	平成30年度上期検討・結論、平成30年度措置

II 分野別実施事項 4. 医療・介護分野 (3) 医療ベンチャー支援の取り組み

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	革新的医薬品の適正なイノベーション評価	原価計算方式で算定される医薬品の薬価についても、営業利益率のみに対する加算から、類似薬効比較方式と同様に価格全体に対する加算に改める。	措置済み	厚生労働省
14	一般管理販売費の適正な算定	原価計算方式において一律に設定されている一般管理販売費の係数について、企業が申請した原価の内容を個別に考慮する必要性、その条件等を検討し、所要の措置を講ずる。	措置済み	厚生労働省
15	研究開発費の適正な算定	医薬品の開発後に売上高に応じた納付金を求める交付金等の額については、薬価の原価計算方式における研究開発費から控除しないものとする。	措置済み	厚生労働省